

平成30年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

平成30年 5月 7日 開会

平成30年 5月 7日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成30年5月7日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 議案第1号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定 について	4
日程第 5 議案第2号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給 条例の一部を改正する条例制定について	6
日程第 6 議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について	8
日程第 7 議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	11
閉会の宣告	13
会議録署名議員の署名	14

平成30年5月 7日(月) 第1号

- 開会日時 平成30年 5月 7日(月曜日) 午前10時00分  
○ 閉会日時 平成30年 5月 7日(月曜日) 午前10時43分
- 

・出席議員(10名)

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

---

・欠席議員(なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	若山	忍
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	広之
建設水道課長	構口	学
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏
代表監査委員	森井	俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年 第2回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成30年5月7日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案 第1号	木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
5	議案 第2号	特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
6	議案 第3号	木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について
7	議案 第4号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

5番 相澤 巧君、6番 手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) おはようございます。

ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度木古内町一般会計補正予算（第11号）の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を39億4,471万円とするものです。

補正の内容は、平成29年度の除雪事業に対し、国から臨時道路除雪事業費補助金が交付されることとなったことに伴う補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。7ページをお開き願います。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費は、このたびの国庫補助金の交付に伴い、財源調整するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。6ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、4節 道路維持費補助金を新たに設け、2,100万円を追加するもので、このたびの大雪に対する、臨時道路除雪事業費補助金です。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金 2,100万円の減額は、このたびの国庫補助金補正に係る、財政調整基金からの繰り入れを減ずるものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### **議案第1号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**○議長(又地信也君)** 日程第4 議案第1号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程となりました、議案第1号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、嘱託員及び非常勤職員等の賃金・報酬等の支給日に

ついて、現在、勤務実績がある月の「翌月5日」に支給していましたが、会計事務処理上、支障が生じており、本年5月の支給日から毎月10日に支給することに変更したいことから、本条例の一部を改正するものでございます。

資料番号1 議案説明資料の1ページをお開き願います。

こちらに新旧対照表を記載しております。

第7条第4項中、「翌月5日までに支給するものとし」を「翌月10日に支給する」に改め、10日が休日の場合は、前倒しして支給するものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 町長、支給日の変更ということの理由の中で、支給の事務処理上というかそういう部分が間に合わなくて5日から10日に延ばさなければならないということに聞こえたのですけれども、例えば非常勤職員の支給日が10日だからそれに合わせるのだということではない。事務処理上が繁雑というか、5日では間に合わないから10日にするんだということなのか、何かその辺がどっちでも取れるような気がするものですから、その辺きちんと説明してもらえればなど。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(若山 忍君)** ただいま竹田議員からのご質問なのですけれども、現在、町のほうで会計システムを導入しております、この支出に対して月末締め5日支払という形をとってはいるのですけれども、この月末までの実績を踏まえる中で、そこでシステムにちょっと支障が来しております、これを月末までにすっきり精算して、その翌月1日以降に支出行為を起こすということになると、10日の支給が非常に都合がいいと。5日支給になるとそこところで手作業が加わってきて、事務処理が繁雑になるということで、今回10日に改めたいということです。

なお、非常勤職員さんにつきましても、現在は5日に支給していたところなのですけれども、これも合わせて10日に支給するというふうにしておりまして、非常勤職員さんにつきましては、非常勤職員等の任用及び勤務条件などに関する規則のほうで定めておりまして、こちらについても今回の条例改正と同時に規則も改正し、10日支給としたいとしておりまして、昨年来、嘱託職員及び非常勤職員さんにつきまして、5日支給に支障を来しているのです、10日に支給することについて、支障がないかどうかの確認を取りながら全員の方々から承諾を得たということで、今回10日支給に改めたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** 4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 了解はするのだけれども、ただやはり嘱託職員の支給の事務処理が繁雑というか間に合わないというみたいにやはりいまの説明は聞こえる。私は、やはり嘱託職員の場合は日給月給ではないわけだから、月給支給だから当然、前もって書類の処理はできると思うのだよね。だから、非常勤職員も含めて嘱託員も含めて、5日のものをこの事務のシステムというかそれも含めた中で、10日に移行するのだというふうなことで私はいいと思



うのだけれども、事務が繁雑だから5日のものを10日にするというのは、やはり私は何か違うような気がするのだよね。いままでそうして支給してきているわけだから、その辺が。これはこれで了解しますけれども、やはりその辺の説明については、そういうふうな筋書きとどうかそれを示したほうが理解が早いと思います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第2号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第2号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第2号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、現在取り組んでいる木古内町史の編さんについて、町史編さん委員会を設置するにあたり、本条例に編さん委員会の委員報酬を追加するものでございます。

資料番号1 議案説明資料の2ページをお開き願います。

こちらの新旧対照表を記載しております。別表第1に、木古内町町史編さん委員会・委員・日額3,000円を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、資料3ページに「木古内町町史編さん委員会設置規則(案)」を掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 今回の特別職及び非常勤の報酬、これについては特に問題がないわけでありませけれども、教育委員会のほうにちょっと確認したいのですが、3月の予算議会の中で、町史編集の報酬8万1,000円計上になっています。例えばこれ説明資料の5名で、単価3,000円になりましたので、割り返しすると何かちょっと8万1,000円というのは、随分端数のつく回数なのかなというふうに。だから当初、この町史編さんの委員の定数が5名ではなかったのではないのかなというふうに思うわけです。

それと、委託料で291万6,000円計上になっています。これは、もう既に年度スタートしましたので、もう既に委託先等が決まっているのかどうなのか、これからの作業なのかどうなのか含めて、説明願いたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(吉田 宏君)** ただいまの竹田議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、今年度予算で委員報酬が8万1,000円というところの内訳につきましては、町史の編さん委員につきましては、当初から5名を予定しております。今年度の編さん委員会の会議の開催回数は、3回を予定をしております、それで会議としての報酬分については、延べ15名分という形になります。このほかに、この5名の中から町史の編さんの中心となるかたに1名、作業資料収集や編さん作業等に協力・助言などお願いするというので、そのかたに月平均1回程度そういう作業の協力をお願いすることを考えております。それで、月平均1回ということで計12回分、それぞれ両方合わせまして、延べ27名分の8万1,000円の計上ということになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

それと、委託業者につきましては、これまで多くの自治体史を手がけた実績があります「ぎょうせいさん」との随意契約を検討しております。契約はこれから今後、まだいま現在契約は結んでおりませんが、今後、早期に契約を結びたいというふうに思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 質疑ございませんか。

2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** 2番 新井田です。

いま設置規則なるものが資料としてありますけれども、この第2条の編さん委員会の委員、この5名という数字なのですけれども、下のほうに委員は識見と言うのですか、「識見を有する者のうちから町長が委嘱」するというふうになっていますけれども、概ねだいたいこの5人に関しては、目途は付いているのでしょうか。その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(吉田 宏君)** いま現在、委員の委嘱する方々につきましては、候補者のかたが何名かおります。その中から今後お願いして、承諾をいただきたいというふうに考えております。1回目の会議を今月下旬から遅くとも6月上旬には開催したいというふうに考えております。

**○議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** そうすると、この5月下旬から6月の中旬にかけてということですが、この段階で決まった段階で、これは資料という表現は良くないな。その決まった方

々の氏名等をこれはどういう形、議会にもちょっと説明なりですね、そういう形になるのだろうか。ならないのですか。ただ、この要するに5名のかたで、ある程度内容を確認しながらという運びにしかならないのだ。わかりました。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び、関連する政令・省令等の改正に伴い、個人住民税の給与所得控除の見直しなど、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容、並びに詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第3号の詳細について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきますが、条例並びに附則条項の番号の変更・用語及び表現の整理等については、極力省略させていただきます、主な改正条項等について説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、4ページをお開きください。

第20条は、納期後に納付した場合等の延滞金の年当たりの割合の基礎となる日数となり、法律改正に合わせまして、文言の規定の整備によるものでございます。

続きまして、下段の第23条第1項は、町民税の納税義務者等について定めており、第20条と同様に法律改正の内容に合わせ文言の規定の整備であり、第3項では、第48条で資本金1億円を超える法人に対し、電子情報処理システムによる申告を義務付けることとするのですが、括弧書きを追加することにより人格のない社団等については、システムによる申告を適用しないものです。

続きまして、5ページ、次のページになります。

第24条第1項は、個人の町民税の非課税の範囲について定めており、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦の前年の合計所得金額を125万円から135万円に改正をするものです。第2項では、控除対象配偶者の定義変更に伴う改正と均等割の非課税限度額を10万円引き上げることとしたものです。

次の第31条は、個人の住民税の均等割の税率を定めており、法律改正の内容に合わせ文言の規定の整備によるものです。

下段の第34条の2の所得控除及び次のページの第34条の6の調整控除については、所得要件を創設するもので、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、適用をできないこととするものです。

続いて、7ページになります。

第36条の2は、町民税の申告について定めており、法律改正に伴う文言の規定の整備と年金所得者に係る配偶者特別控除の申告書の見直しで、公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたものです。

続きまして、9ページになります。

第47条の3、中段くらいになります。第47条の3の特別徴収義務者と下段の第47条の5の年金所得に係る仮特別徴収義務者等については、法律改正に合わせまして文言等の規定の整備によるものでございます。

続きまして、10ページの下段のほうになります。

第48条の法人の町民税の申告納付について定めておりまして、法律改正に合わせ法人税額からの控除について規定をしたものです。また、13ページまで飛びますが、13ページ下段の第10項から次のページの第12項までは、資本金1億円を超える法人に対し、電子情報処理システムにより申告を義務付けることとしたものです。

続いて、第52条になります。

第52条の法人の町民税に係る納期限延長の場合の延滞金については、申告したあとに減額更正がされ、そのあとさらに増額更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた期間を控除して計算をすることとしたものです。

続いて、17ページの上段になります。

第54条になります。この条は、法律改正に合わせまして、第10条の2の10を第10条の2の12に改めるものです。

次の第92条も法律改正に合わせまして、製造たばこの区分を新たに創設をしたものです。

続いて、18ページになります。

18ページの第92条の2は、先ほどの改正による条ズレによりまして、92条を92条の2に改正するものです。

次の第93条の2の製造たばことみなす場合ですが、加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品等製造たばことみなして地方税法を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとしたものです。

次の第94条になります。

この条は、加熱式たばこの標準税率でして、加熱式たばこの重量と小売価格の方法により、紙巻たばこへ換算をすることとしたものです。

続いて、21ページになります。

21ページの下段の第95条は、たばこの税率を引き上げるもので、1,000本当たり5,262円を5,692円、430円引き上げるものでございます。

続いて、22ページになります。

22ページの第96条と次の第98条は、条ズレ等の規定の整備により改正をするものです。

続いて、23ページの附則第3条の2及び次の第4条は、先ほどの第48条及び第52条の改正に伴い文言の修正、項ズレ等の規定の整備により改正をするものです。

続いて、24ページの下段のほうになります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲ですが、10万円を加算した金額を加えることにより、所得割の非課税限度額が引き上げられるものです。

続いて、25ページになります。

25ページの附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合となり、固定資産税の課税標準額の特例措置の見直しで、法律改正に合わせ改めるものです。また、項ズレによる改正等となっております。

続いて、27ページの上段になります。

27ページ上段、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてですが、法律改正等による項ズレ等の規定の整備によるものです。30ページの下段の第12項は、改修実演芸術講演施設、劇場や音楽堂等になりますが、それに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をしたものです。

続いて、31ページの下段になります。

附則第11条から36ページ中段の附則第17条の2までは、法律改正に合わせまして文言、年度、項ズレ等を規定の整備により改正をするものです。

続きまして、下段の第2条改正から40ページの第5条までの改正につきましては、加熱式たばこの課税標準額を先ほどの18ページの第94条改正を含め、平成30年10月1日から毎年5回に分け、税率を5分の1ずつ増やしていくものです。また、紙巻たばこの税率を先ほどの21ページの第95条の改正を含めまして、平成33年10月1日までに3回改正し、それぞれ1,000本当たり430円ずつ値上げをするものです。

続いて、42ページになります。

42ページの第6条改正は、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る経過措置について、附則第5条第2項第3号で平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで

変更し適用するものです。そのことにより、第13項で平成31年4月1日を平成31年10月1日から1,692円の税額にするものです。

議案に戻りまして、附則の第1条で施行期日を記載し、第2条以降は、町民税・固定資産税・たばこ税の経過措置を記載をしております。

以上で、税条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、「地方税法等の、一部を改正する法律」等の改正に伴い、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う納付金算定結果を踏まえた、国民健康保険税の税率改正など、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容、並びに詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第4号の詳細について、ご説明いたします。

先ほどと同様、お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表により説明をさ

せていただきます。

45ページになります。

第2条第1項の課税額ですが、平成30年度から国民健康保険の運営主体が道に移行することにより、納付金として納付することとなることから、課税定義を変更するものです。

続いて、46ページになります。

中段の第2条第2項から下段の第4項までは、基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分でそれぞれ1万円、介護納付金課税額分として2万円の計4万円を課税限度額として引き上げるものです。

続いて、下段の第3条から次のページの第5条までは、基礎課税額分の税率となり第3条で所得割を8.2から8.6へ変更し、第4条で資産割100分の30を廃止するものです。また、第5条で被保険者1人当たりの均等割額2万4,000円を2万3,500円に引き下げるものです。

続いて、第5条の2では、世帯にかかる平等割額を定めており、1万9,000円を1万8,500円に、その引き下げにより2号の特定世帯、3号の特定継続世帯もそれぞれ引き下がるものです。

続いて、48ページの中段になります。

第6条から第7条までは、後期高齢者支援金等課税額分の税率となり、第6条で所得割を3.5から3.1へ引き下げ、第7条で被保険者1人当たりの均等割額を1万2,300円から1万1,500円に引き下げるものです。

第8条から第9条までは、介護納付金課税額分の税率となり、第8条で所得割は変更せず、第9条で被保険者1人当たりの均等割額を1万3,800円から1万5,000円に引き上げるものです。

次の第23条第1項第1号は、低所得者における7割軽減の控除額となり、被保険者1人当たりの均等割額・平等割額を変更したことにより、減額する金額もそれぞれ変更になるものです。

続いて、49ページの下段のほうになります。

第23条第1項第2号は、低所得者における5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げにより改正をするもので、27万円を27万5,000円にするものです。イからニまでの控除額ですが、被保険者1人当たりの均等割・平等割額を変更したことにより、前号と同様、減額する金額もそれぞれ変更になるものです。

50ページの第23条第1項第3号は、第2号と同じく、低所得者における2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げることにより改正をするもので、49万円を50万円にするものです。イからニまでの控除額ですが、被保険者1人当たりの均等割・平等割額を変更したことにより、前号と同様、減額する金額もそれぞれ変更になるものです。

51ページ、第24条の2は特例対象被保険者等に係る申請で、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正となります。

次の第25条は、第2条第1項第1号で、法令が規定されたことにより法令の公布年を明記したことから削除をするものです。

附則といたしまして、第1項ではこの条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものです。

第2項では、改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第4号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもちまして、平成30年第2回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

( 午前10時43分 閉会 )



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 相 澤 巧

署 名 議 員 手 塚 昌 宏